

# 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

## 消防・救急課

### 1 制定の経緯

現在、消防長及び消防署長については、これらの職務の重要性に鑑み、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項により、政令で定める資格を有する者でなければならないとされており、その資格は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号。以下「現行政令」という。）で定められています。

しかし、現行政令制定当時に比べ、消防技術の向上や災害対応事例の蓄積、教育訓練の充実等、消防職員として錬成できる機会が増えているとともに、その機会は各市町村において異なるため、国で一律に資格要件を定める必要性は低くなっていると考えられます。このような背景の下、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により消防組織法第15条が改正されることとなりました。この改正により、消防長及び消防署長の資格は、平成26年4月1日以降、政令で定める基準を参酌して各市町村において条例で定めることとなります。

以上のような経緯から、各市町村において条例を定

める際に参酌する基準となる政令として市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号。以下「新政令」という。）が9月6日に公布されました。新政令は、国の関与は極力抑制すべきという地方分権の趣旨に基づき、必要最小限の基準を規定したものであり、その概要は次に示すとおりです。

### 2 新政令の概要

#### (1) 消防長の資格の基準（第1条関係）

消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準及びその基準を定めた理由は、次のとおりです。

##### ① 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長等の職に1年以上あったもの

理由：消防署長については、消防長に次ぐ上級幹部であり、災害の防除及び災害による被害の軽減のための第一線の活動を統括する最高責任者であるため。

##### ② 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったもの

理由：消防団長については、消防団の事務全般を統括し、消防団員を指揮監督して災害対応に当

たる最高責任者であるため。

**③市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長等の職に2年以上あったもの**

**理由：**市町村の長の直近下位の内部組織の長（例えば、部制をとる市町村においては部長、課制をとる市町村においては課長）については、幅広い分野にわたる行政事務を統括することにより実務的な知識・経験、調整能力及び管理能力を有していること並びに市町村の行政事務部門において危機管理対応や災害対応の事務に携わっているため。

**(2) 消防署長の資格の基準（第2条関係）**

消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準及びその基準を定めた理由は、次のとおりです。

**①消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの**

**理由：**消防司令以上については、消防署において上級幹部職を務める階級であり、消防吏員としての業務経験及び教育訓練により身につけた専門的な知識に加え、部隊の長として消防活動を行った実務経験を有しているため。

**②消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の職に3年以上あったもの**

**理由：**消防司令補以上については、消防署において中級幹部職を務める階級であり、消防司令と同様の理由から、消防署長として必要な実務的な知識及び経験を有しているため。

**③消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長等の職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたもの**

**理由：**消防団の副団長については、消防団の事務全般の統括や所属の消防団員の指揮監督を担当する等、日頃の活動を通じて地域の実情を把握していることに加え、消防団員としての業務経験及び専門的な知識を有しているため。

**(3) その他（附則関係）**

施行期日は平成26年4月1日とされ、新政令の施行に伴い、現行政令は廃止されます。

**問い合わせ先**

消防庁消防・救急課 馬内  
TEL: 03-5253-7522